

令和3年11月15日(月)
国土交通省 関東地方整備局
相武国道事務所

記者発表資料

災害時の応急対策活動に協力して頂ける企業を公募します。
－無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定公募－

相武国道事務所では、管理する国道16号・国道20号に災害が発生し、または発生
の恐れがある場合に迅速な状況把握ならびに的確な災害対応を図るため、「災害応急
対策業務に関する協定」を協力企業と締結し、地震・台風・大雪等の災害に備えており
ます。

この度、さらなる体制強化を図るため、地震等の災害時に無人航空機を活用して詳細
な被災状況を把握し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的に
「無人航空機による災害応急対策活動(撮影)」に協力していただける企業を以下のと
おり公募いたします。

○公募期間 : 令和3年11月15日(月)から令和3年12月3日(金)まで

○協定締結者の通知 : 令和3年12月17日頃(予定)

○協定締結 : 令和3年12月下旬頃(予定)

協定の詳細及び申請資料等は、下記の相武国道事務所HPをご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 東京都庁記者クラブ
神奈川県政記者クラブ 八王子記者クラブ 立川市政記者クラブ
青梅・西多摩記者クラブ 相模原記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所

TEL: 042-643-2001(代表)

ちば なおし

はざわ えいいち

副所長 千葉 直志 (内205) 管理第二課長 羽澤 栄市 (内441)

「無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定」概要

【協定の目的】

本協定は、相武国道事務所が管理する道路施設等に災害等が発生した場合または発生のおそれがある場合や、東京都心23区内において震度6弱以上(気象庁発表)の地震が発生した場合において、相武国道事務所が管理する国道及び、国道20号(東京都千代田区霞ヶ関2丁目～東京都世田谷区給田三丁目)(以下「啓開道路」という。)の災害応急対策活動(以下「活動」という。)を実施するにあたり、速やかな災害状況把握と道路啓開、被災施設の早期復旧に資することを目的としている。

【業務内容】

- ①被災状況調査(撮影)等・・・無人航空機による道路状況等の撮影
- ②実施報告・・・・・・・・・・撮影画像の提出(撮影画像の送信)

【協定区間】

- ①相武国道事務所管理区間(国道16号・国道20号)及び②都内啓開道路区間
※別添 協定区間のとおり

【協定期間】

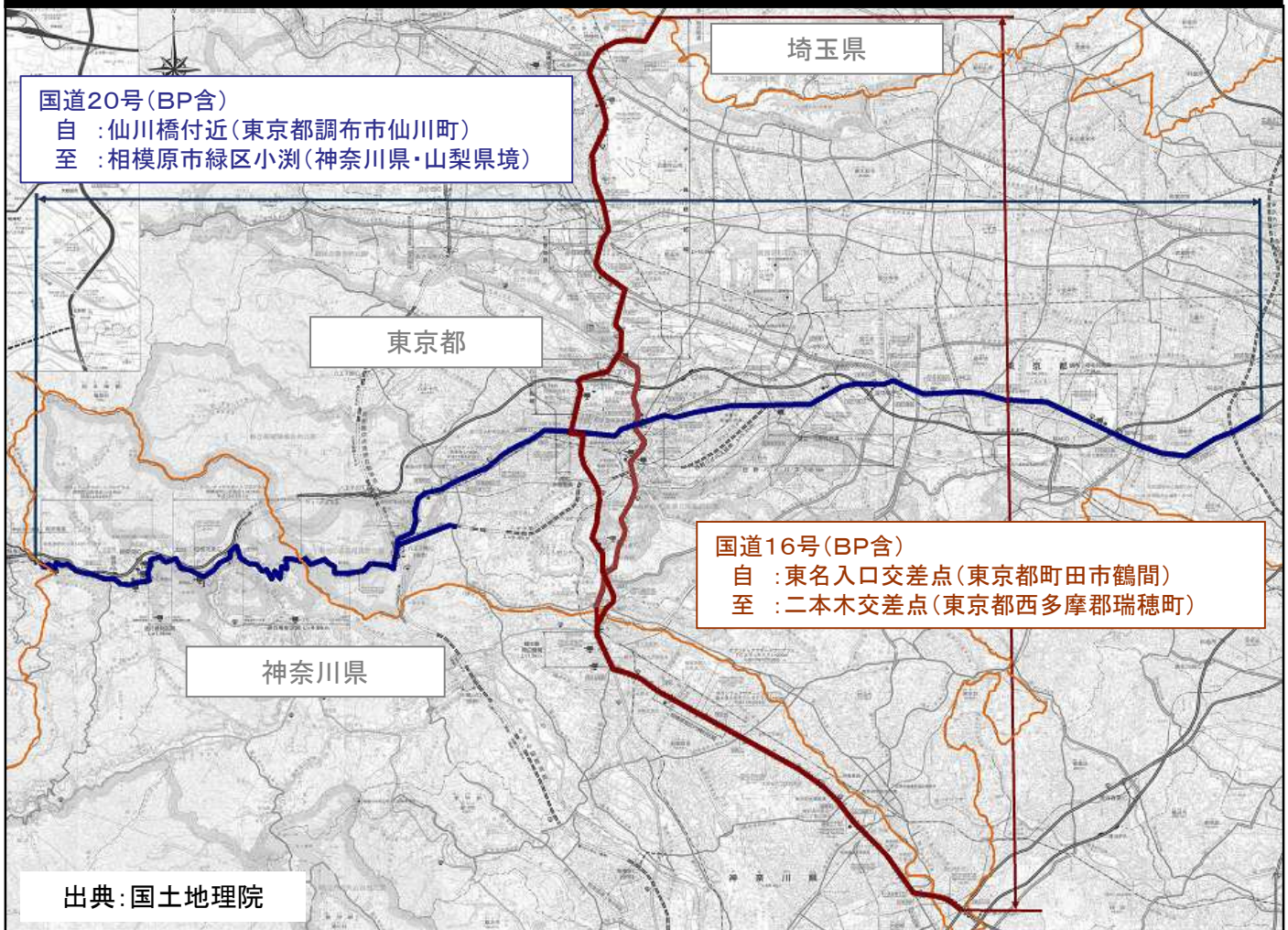
令和3年12月24日から令和6年8月31日まで

【応募資格(概要)】

以下の条件等を有する者。(詳細は公募文を参照)

- ①次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。
 - ・関東地方整備局(港湾空港関係を除く)の入札参加資格業者のうち、「測量」又は「土木関係建設コンサルタント業務」のいずれかに認定されている者であること。
 - ・令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ②遠隔操作による空撮用無人航空機を所有(自社の下請負会社等が保有し、業務時に使用できる体制を確保している場合も含む)し、災害現場において被災状況調査等のための活動(撮影等)が行える者であること。
- ③所有(協力会社等が保有し、活動時に使用できる体制を確保している場合も含む)している無人航空機のメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- ④航空法第132条第2項第2号の規定による許可または同法第132条の2第2項第2号の規定による承認を受けた実績がある者であること。
- ⑤「無人航空機による災害応急対策活動(撮影)に関する協定書」の要請に基づき、操縦者による点検活動を開始できる者であること。

①相武国道事務所管理区間



②都内啓開道路区間



※上記の①②区間内を協定締結者毎に担当工区を割振ります。